

表 参-10 A班によるグループワークの内容

地域	ポテンシャルのある場所	遊びや学び、見守りの内容	現在の状態／必要なもの・仕組み
全域・広域	市内各所、公園、児童館、川の向こう側	見守り、防犯、ネットワーク、プレーパーク、ボール遊び、外遊びイベント、ウォーキング、ピクニック	<ul style="list-style-type: none"> 各所でのイベントを通じた地域の見守り（こども会・防犯パトロールの活用） 移動式プレーパークの実施 ボール遊びができる場所の確保と「場所マップ」の作成 児童館から外遊び（プレーパーク）へ導く仕掛けと大人への意識啓発 黒目川遊歩道の活用
北部地域	宮戸緑地、わくわく田島緑地、ふれあい花園、産業文化センター周辺、北朝霞公園、(仮称)宮戸二丁目公園、ジェネシティ周辺	緑地活用、フィッシュウォッチング、花壇、花見、花火、新たな公園整備	<ul style="list-style-type: none"> 里山クラブの活動 荒川でのニジマス・バス観察 産業文化センターと黒目川の一体的な活用（花火など） 田島緑地への駐車場・トイレ設置の要望 かつての緑地（マンション化）の記録
東部地域	向原公園、根岸台緑地、岡緑地、城山公園、あけぼの公園、水久保公園、根岸台自然公園、越戸川近くの樹林地、旧高橋家住宅、東園寺、根岸通周辺	プレーパーク、緑地活用、森林浴、花見、外遊び、虫取り、散策、昔遊び、芋ほり、ひな祭り体験、イベント、お茶会、竹林	<ul style="list-style-type: none"> 里山クラブや保育園との連携 城山公園の森林浴、東園寺での文化体験 旧高橋家での歴史・伝統文化体験 かつて虫取りができた私有地や、住宅地・商業地化したかつての緑地の記録 家族での散策スポット
西部地域	島の上公園、黒目川(桜堤・遊歩道周辺)	プレーパーク、水遊び、鮎釣り、フィッシュ・バードウォッチング	<ul style="list-style-type: none"> プレーパークの実施（魚・川遊びの増加） 裸足で歩ける川としての活用 アユ、カワセミなど豊富な生態系の観察
南部地域	中道公園、滝の根公園、朝霞の森、朝霞中央公園、陸上競技場、シンボルロード	遊具、アスレチック、冒険遊び場、キャンプファイヤー、季節の植物、ピクニック、野外調理、ウォーキング、サイクリング	<ul style="list-style-type: none"> 「あさかプレーパークの会」による活動 中道公園（遊具）、滝の根公園（アスレチック）の特色 朝霞の森での多角的な体験（調理・火・自然） シンボルロードの散策路としての魅力向上 課題：日除け、テーブル、椅子の設置（滞在時間の延長）
内間木地域	市民農園、内間木水路、新河岸川・荒川沿い(市境)、荒川(河川内)	自然体験、収穫体験、虫取り、フィッシュウォッチング、将来的な遊び場、舟・橋(動線)	<ul style="list-style-type: none"> 農家との協力による緑・土とのふれあい 内間木水路の豊かな生態系（メダカ・ドジョウ等）の観察 アクセスの改善が課題 川渡し（舟）の設置や橋の活用による回遊性の向上

〔地図に書き込まれた内容を、地域ごとに整理しています。〕

1章 計画の基本的事項
2章 みどりの現状と課題
3章 みどりの将来像
4章 みどりの指針
5章 みどりの取組
6章 地域別の取組
7章 計画の実現に向けて
参考資料集

3 みどりの基本計画の策定に向けた市民ワークショップ

表 参-11 B班によるグループワークの内容

将来像:みどり豊かな我が街あさか		
朝霞市が誇る県内屈指の湧水の街としての魅力を再発見し、歴史を背景に誰もが心地よく歩ける街を目指します。街の中心部に残る貴重な自然を宝として守り育て、IT(QR コード等)と地域コミュニティ(地元企業・ボランティア)が融合した、バリアフリーで環境にやさしいまちづくりを展開します。		
分野	理想のイメージ	必要なものや仕組み
自然	<ul style="list-style-type: none"> 四季を感じる自然豊かな散歩道がある 希少植物や野鳥の観察ができる 豊かな農地が守られている 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模集合住宅の開発規制 市民ボランティアと市職員による維持管理 農業振興や一次産業支援の充実 100年先を見据えた自然保護の検討
景観・回遊性	<ul style="list-style-type: none"> 湧水を巡る遊歩道がある 川沿いの景色を楽しみながら歩ける シンボルロードに歴史や環境を伝える看板やQRコードがある 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の公園や施設を点から線、面へつなぐネットワーク化 シンボルロードから朝霞の森までの散策路開通 魅力的なルートの広報 環境教育につながる案内看板の設置
安全	<ul style="list-style-type: none"> 車、自転車、歩行者が分離されている 黒目川等で自転車と歩行者が区別されている 電信柱がなく、見通しがよい 	<ul style="list-style-type: none"> 一方通行化や交通規制の実施 無電柱化の推進 安心して歩ける道の整備
ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や車椅子、ベビーカーでも歩きやすい道 「行きはよいが帰りは辛い」を解消する利便性 オープンデッキで買い物や食事が楽しめる 	<ul style="list-style-type: none"> スロープの設置や歩道の拡幅 乗合タクシーやシェアサイクルの整備 バス便の拡充 市役所から商店街の一方通行化とテラス設置
イベント・賑わい	<ul style="list-style-type: none"> 出かけたくなるイベントや目的がある 市役所前に常設のキッチンカーがありワクワクする こどもたちが喜ぶ遊具がある 	<ul style="list-style-type: none"> イベント運営に係るプレイヤーの育成 東洋大学等の学生との連携 楽しい遊具のある公園の増設
必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ひと休みできるベンチやテーブルがある 綺麗なトイレや水飲み場が遊歩道にある 挨拶ができる安全な環境、舗装広場がある 	<ul style="list-style-type: none"> ベンチ・テーブル、トイレ、水飲み場の設置 地元企業や店への協力依頼 シンボルロードから朝霞中央公園への横断歩道設置 スケボー等が可能な舗装広場、駐車場の整備

〔作成された地図においてひとまとまりに記述された意見を分野としてまとめ、各意見を理想のイメージと必要なものや仕組みの視点から整理しています。〕

表 参-12 C 班によるグループワークの内容

シンボルロードの位置づけ 朝霞の森:森のコア ↔ シンボルロード:里山(まちと森が接する場) ↔ 市街地:まち		
項目	理想のイメージ	必要なものや仕組み
1. ビジョンを 考える	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代につなげる新しい里山（朝霞スタイル）」を理念とする ・名称は「朝霞の森シンボルロード」とし、朝霞の森の一部（遊歩道）として位置づける ・暮らし・交流・里山・里林をキーワードとし、人工的な公園ではない「まちの里山」を目指す ・朝霞の森を水源（流域上流部）として保全する 	<ul style="list-style-type: none"> ・考え続け、つくり続けるプロセスが必要 ・人とのつながりを強化する仕組み ・朝霞の森とシンボルロードをつなげる道を開通させる ・朝霞の水を守る、流域保全の仕組み
2. ゾーンの 目標植生を 考える	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野に古くからある樹林（クヌギ・コナラ）を基本とし、生物多様性を大切に 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーンごとの目標植生の決定（樹木医の知見活用） ・都市における森の在り方の目標設定
3. ゾーンごとの 作業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・目標植生に基づき、適切に更新・管理された安全な樹林地 ・枝を残した剪定により、鳥や花が集まる環境 	<ul style="list-style-type: none"> ・木を切らないと日光が当たらない等の管理の常識を伝え、残していく仕組み ・土壌改善のためのボーリングの実施
4. 役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体、市、専門家が協力し、管理の役割分担が明確化されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が管理に協力する仕組み ・誰が点検し、誰が何をするかを明確にした具体的な作業計画の策定 ・危険木の伐採等は3者立ち会いで行う
5. 実行と 見直し体制	<ul style="list-style-type: none"> ・常に内容を評価し、見直しができる仕組みがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しのための継続的な仕組みづくり
歴史を次世代 に伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史を次世代（こどもたち）に伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ・基地の歴史だけでなく、それ以前の武蔵野の森の歴史から教える仕組み ・こどもが森に入り興味を持つ機会の創出
生き物との ふれあい	<ul style="list-style-type: none"> ・カブトムシや鳥がたくさん来る環境 	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち葉を堆肥として活用し、カブトムシを育てる ・巣箱の設置など、鳥が来る仕組み
基地跡地の中	<ul style="list-style-type: none"> ・基地跡地内部の樹林の変化を把握する 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部に入る機会を設け、10年間で変化した現在の樹林環境を知る調査
保安・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所であること ・適度な照明（生態系配慮と防犯の両立） 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンボルロードの保安・防犯の仕組みづくり
利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレや各施設へのアクセスがよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道を増設し、シンボルロードから周辺公共施設のトイレを利用しやすくする

〔 項目の番号は、緑地管理計画の構成における順序を示したものです。 〕

4 みどりの取組（施策の個表）

1 暮らしを支え豊かにする朝霞らしいみどりを整える

施策の柱	基本施策	個別施策
1-1 樹林地と農地の保全	(1) 樹林地等の担保性の向上	①特別緑地保全地区の指定 ②保護地区・保護樹木の指定 ③文化財保護制度の運用 ④公有地化による樹林地等の確保 ⑤景観重要樹木の指定
	(2) 良好な里山環境の維持・再生	①里山保全活動の推進 ②里山管理ガイドラインの策定
	(3) 都市農地の保全	①生産緑地・特定生産緑地制度の運用 ②遊休農地の活用促進 ③景観作物の栽培 ④災害時の都市農地の活用
1-2 水辺の保全	(1) 湧水の保全	①湧水地及び周辺環境の保全 ②雨水貯留浸透の推進
	(2) 河川の保全	①荒川近郊緑地保全区域における河川環境の保全 ②黒目川・新河岸川・越戸川の環境保全 ③朝霞調節池内の湿地環境の保全
1-3 公園の整備と管理	(1) 公園の整備推進	①身近な公園の適正配置 ②基地跡地公園の整備推進 ③内間木公園の整備推進
	(2) 公園機能の充実	①防災機能の充実 ②バリアフリー・インクルーシブデザインの推進
	(3) 公園の維持管理の充実	①施設の維持管理の充実 ②維持管理性と美観を保つ公園等植栽管理指針の策定
1-4 道路・河川のみどりの育成	(1) 街路樹・並木の整備と管理	①持続的な植栽のあり方に関する検討 ②街路樹の適正な維持管理
	(2) ウォークアブルな空間形成	①河川沿いの散策路・親水広場の整備・管理 ②歩道のネットワーク化と管理 ③休息や健康づくりの場の整備
1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	(1) 公共施設のみどりの整備・管理	①公共施設の緑化と管理 ②公共施設の植栽管理指針の策定
	(2) 民有地のみどりの整備促進	①緑化支援制度の運用 ②まちづくりの制度を活用したみどりの確保

1章 計画の基本的事項

2章 みどりの現状と課題

3章 みどりの将来像

4章 みどりの指針

5章 みどりの取組

6章 地域別の取組

7章 計画の実現に向けて

参考資料集

2 みどりを支える仕組みや担い手を育て・広げ・つなげる

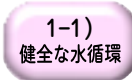
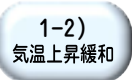
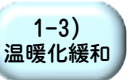
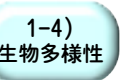
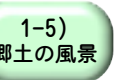
施策の柱	基本施策	個別施策
2-1 みどりの担い手の育成と連携	(1) みどりの担い手の育成	①プレーパークの推進 ②みどりの講習会等の実施 ③環境学習の実施 ④教育分野における農業体験の促進 ⑤食育の推進
	(2) 担い手の連携の拡充	①担い手のマッチング ②ボランティア活動団体の交流の促進 ③民間企業等の参画の促進 ④農の担い手の育成
2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくり	(1) 公園等の管理を通じたまちづくり	①公園サポーター制度の推進 ②市民や活動団体による朝霞の森の管理運営 ③みどりのリサイクルの推進
	(2) 多様なニーズに対応するみどりの確保	①市民農園の推進 ②市民緑地制度等の活用 ③公園ごとの利用ルールづくり
2-3 みどりの質の向上を誘導し評価する仕組みづくり	(1) みどりのモニタリングの実施	①グリーンインフラの実態調査の実施 ②市民協働の生き物調査による生物データベースの整備 ③みどりの市民アンケート調査の実施
	(2) みどりの普及啓発の推進	①グリーンインフラの多面的効用の評価と公表 ②グリーンインフラの多面的効用に資する緑化指導 ③地域社会に貢献するみどりづくりの促進
2-4 みどりの支援体制の強化	(1) 財源の確保と活用	①補助金等の活用 ②多様な財源の運用
	(2) みどり・公園分野におけるDXの推進	①公園管理におけるDXの推進 ②ウェブを活用したグリーンインフラの普及啓発

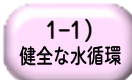
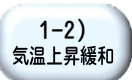
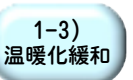
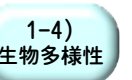
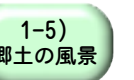
3 みどりのある暮らしを楽しむ

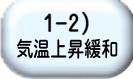
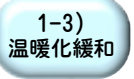
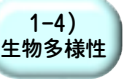
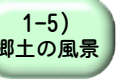
施策の柱	基本施策	個別施策
3-1 みどりのシティプロモーションの展開	(1) みどりにふれ楽しめるイベントの開催	①みどり空間を活用したイベントの開催 ②里山環境の活用 ③農を通じた交流の場づくり
	(2) 情報発信の強化と充実	①みどりの情報発信 ②市民イベント情報の集約と発信
3-2 みどりのある暮らしの実践	(1) みどりを楽しむ	①家庭での緑化や菜園づくり ②農産物直売施設等の利用 ③地産地消の実践 ④みどりを生かした健康づくり ⑤みどりのイベントへの参加
	(2) みどりのボランティア活動への参加	①みどりのボランティア活動への参加 ②みどりのリサイクルへの参加 ③みどりに係る講習会への参加
	(3) みどりの交流の拡大	①民間のみどりの公開 ②SNSを活用したみどりの交流

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地等の担保性の向上																	
個別施策	① 特別緑地保全地区の指定		実施状況	継続																
方向性	市内に残されている良好な樹林地などのうち、特に保全が必要な場所については、特別緑地保全地区に指定し、開発行為などを規制することで、良好な樹林地を守ります。																			
内容	<p>○都市緑地法に基づく制度であり、良好な自然的環境を形成している緑地を都市計画に定め、建築行為や開発行為を許可制により規制するものです。</p> <p>○樹林地等の緑地を保全する規制力が非常に強い手法であり、現状維持が原則となります。</p> <p>○現在保全策が講じられていない良好な樹林地のうち、地権者の同意が得られる箇所について順次指定を検討します。特に、宮戸、郷戸、新屋敷の既指定区域と一体となる未指定の樹林地等について、指定を検討します。</p>																			
対応指針	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #f0e68c;">1-1) 健全な水循環</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #e6f0e6;">1-2) 気温上昇緩和</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #e6e6f0;">1-3) 温暖化緩和</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #e6e6f0;">1-4) 生物多様性</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #e6f0e6;">1-5) 郷土の風景</div> </div>																			
関係者	行政、地権者	担当課	みどり公園課																	
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地等の担保性の向上																	
個別施策	② 保護地区・保護樹木の指定		実施状況	継続																
方向性	朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木に指定し、市内の貴重な樹木や樹林地を保全して、地域のみどりの景観と生態系を維持します。																			
内容	<p>○朝霞市緑化推進条例に基づき、市内の樹木や樹林地のうち、特に保護すべきものを保護樹木や保護地区として指定し、その保全を図る制度です。</p> <p>○指定を受けた樹木等の所有者に対し、維持管理費用の一部を助成するため、固定資産税額や指定期間に応じた奨励金を年1回交付しています。これにより、所有者の負担軽減を図りながら、良好なみどりの資産を将来へと受け継ぎます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【指定基準】</p> <p>《保護地区》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木が集団で生育している土地で、その面積が300㎡以上であるもの ・樹木のある神社または寺院の境内 ・その他市長が特に必要と認めたもの <p>《保護樹木》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さが10m以上で、地上1.2mの高さにおける幹の周囲がおおむね1m以上であるもの ・樹形が特に優れているもの ・その他市長が特に必要と認めたもの </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【交付金額】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">《保護地区》</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年まで</td> <td>指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の30%以内の額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年を超え6年まで</td> <td>指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の40%以内の額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6年を超えるもの</td> <td>指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の50%以内の額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">《保護樹木》</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年まで</td> <td>樹木1本当たり 1,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年を超え6年まで</td> <td>樹木1本当たり 2,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6年を超えるもの</td> <td>樹木1本当たり 3,000円</td> </tr> </table> </div> </div>				《保護地区》		3年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の30%以内の額	3年を超え6年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の40%以内の額	6年を超えるもの	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の50%以内の額	《保護樹木》		3年まで	樹木1本当たり 1,800円	3年を超え6年まで	樹木1本当たり 2,400円	6年を超えるもの	樹木1本当たり 3,000円
《保護地区》																				
3年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の30%以内の額																			
3年を超え6年まで	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の40%以内の額																			
6年を超えるもの	指定保護地区に係るこの年度の固定資産税相当額の50%以内の額																			
《保護樹木》																				
3年まで	樹木1本当たり 1,800円																			
3年を超え6年まで	樹木1本当たり 2,400円																			
6年を超えるもの	樹木1本当たり 3,000円																			
対応指針	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #f0e68c;">1-1) 健全な水循環</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #e6f0e6;">1-2) 気温上昇緩和</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #e6e6f0;">1-3) 温暖化緩和</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #e6e6f0;">1-4) 生物多様性</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #e6f0e6;">1-5) 郷土の風景</div> </div>																			
関係者	行政、地権者	担当課	みどり公園課																	

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地等の担保性の向上
個別施策	③ 文化財保護制度の運用		実施状況 継続
方向性	文化財保護法に基づき、自然豊かな史跡や天然記念物などの指定文化財を適切に保護・活用することで、歴史的・文化的価値のある緑地の保全を図ります。		
内容	<p>○国指定重要文化財旧高橋家住宅、県指定史跡柵塚古墳、広沢の池や二本松などの市指定史跡、代官水、根岸台のナツグミやユズなどの市指定天然記念物といった文化財の保護と活用に努めます。</p> <p>○剪定、除草、清掃などの維持管理を継続し、地域の歴史遺産と周囲の自然環境が調和した、朝霞市らしい歴史的風致を形成する景観を維持します。</p>		
対応指針	    		
関係者	行政、地権者	担当課	文化財課

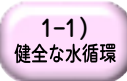
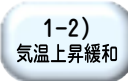
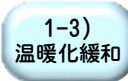
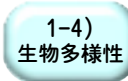
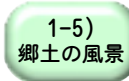
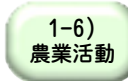
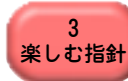
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地等の担保性の向上
個別施策	④ 公有地化による樹林地等の確保		実施状況 継続
方向性	市内に残されている民有地の樹林地等については、市民や専門家の意見を取り入れ、必要に応じて市が土地を所有(公有地化)することで、大切な緑地を確実に守ります。		
内容	○緑地の価値を適切に判断した上で、市が直接取得し管理を行います。市が所有・管理を行うことで、開発行為等による緑地の消失を未然に防ぎ、豊かな自然環境を将来へ確実に継承していくことを目的とします。		
対応指針	    		
関係者	行政、地権者	担当課	みどり公園課

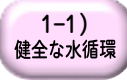
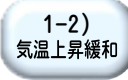
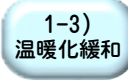
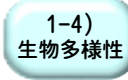
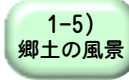
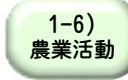
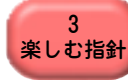
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(1) 樹林地等の担保性の向上
個別施策	⑤ 景観重要樹木の指定		実施状況 継続
方向性	景観法に基づく景観重要樹木の指定を推進し、地域のシンボルや景観上重要な樹木を保全することで、美しい都市景観の形成を推進します。		
内容	<p>○景観法に基づき、地域の良好な景観形成に特に重要な役割を果たす樹木を景観重要樹木として指定し、その保全を図る制度です。</p> <p>○指定の提案があった樹木に対し、地域の自然や歴史、文化からみて景観上の特徴があることや、道路などの公共の場所から誰もが容易に眺めることができるといった基準をもとに、朝霞市景観審議会の審議を経て指定を行います。</p> <p>○指定により、安易な損失を防ぎ持続的な保全を図るとともに、各種の補助や優遇措置、専門家による助言を受けることが可能となり、適切な維持管理を支援します。</p>		
対応指針	   		
関係者	行政、地権者	担当課	まちづくり推進課

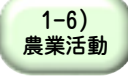
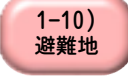
1章 計画の基本的事項
2章 みどりの現状と課題
3章 みどりの将来像
4章 みどりの指針
5章 みどりの取組
6章 地域別の取組
7章 計画の実現に向けて
参考資料集

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(2) 良好な里山環境の維持・再生
個別施策	① 里山保全活動の推進		実施状況 継続
方向性	特別緑地保全地区などの樹林地等において、ボランティア団体と協力し、枯れた木の処理や、混み合った木を間引く間伐、草刈り、清掃活動などを継続的に行うことで、里山を美しく健康な状態に保ち、再生させていきます。		
内容	○里山は多様な生物が生息する豊かな生態系を有しており、重要な役割を担っています。この取組は、市民ボランティアの協力を得て、里山の健全な状態を保つための保全活動を行うものです。これにより、生物多様性の保全や景観の維持、さらには市民の環境意識の向上を図ります。		
対応指針	      		
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(2) 良好な里山環境の維持・再生
個別施策	② 里山管理ガイドラインの策定		実施状況 新規取組検討
方向性	里山をどう手入れするかの方針を定めて、正しい管理方法をはっきりさせることで、市民ボランティアや関係者が同じ目標に向かって効果的に活動できるよう支援し、里山の自然をより豊かにしていきます。		
内容	○里山の生態系を健全に保ち、その多面的な機能を最大限に引き出すためには、科学的根拠に基づいた管理が必要です。 ○本ガイドラインでは、間伐の時期や方法、外来種対策、生物多様性への配慮など、具体的な管理手法を提示します。これにより、管理の効率化と里山の質の向上を図り、将来にわたって持続可能な里山保全の実現を目指します。		
対応指針	      		
関係者	行政	担当課	みどり公園課
施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(3) 都市農地の保全
個別施策	① 生産緑地・特定生産緑地制度の運用		実施状況 継続
方向性	生産緑地制度および特定生産緑地制度の運用により、都市部における貴重な農地を保全し、食料供給、防災、景観形成といった農地の持つ多面的な機能の保全を図ります。		
内容	○生産緑地制度は市街化区域内の農地を計画的に保全し農業の継続を目指す制度で、指定により税制の税優を受けられる一方、管理義務が生じます。 ○特定生産緑地制度は指定から30年経過後も税制の優遇をさらに10年延長できる制度であり、未指定の場合は税負担が増え農業継続が困難になる可能性があります。 ○本市では条例により指定面積の要件を500㎡以上から300㎡以上に引き下げており、より多くの農地を生産緑地に指定できるようにしています。		
対応指針	     		
関係者	行政、地権者	担当課	みどり公園課

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(3) 都市農地の保全
個別施策	② 遊休農地の活用促進		実施状況 継続
方向性	使われなくなって荒れてしまう農地(遊休農地)の発生を防ぎ、そうってしまった農地は再び農業利用が行われるように取り組むことで、農地全体を守ります。		
内容	○農業委員会による農地パトロールを継続的に実施し、遊休農地の発生や無断転用を未然に防ぎます。 ○所有者の高齢化や後継者不足といった課題に対し、農地の貸借を促進することで、意欲ある担い手への農地集積や新規就農者の参入を支援し、耕作放棄地の解消を目指します。 ○農地が持つ郷土景観の形成や雨水の浸透、遊水機能といった多面的な機能を重視し、地域の貴重なみどりとして、将来にわたり適正な保全と活用に努めます。		
対応指針	      		
関係者	行政、農業従事者	担当課	産業振興課・農業委員会

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(3) 都市農地の保全
個別施策	③ 景観作物の栽培		実施状況 継続
方向性	栄養分を含んだ豊かな土が風で飛んだり雨で流れたりしないように、作物を育てていない期間にも、肥料になる植物やささいな花(景観作物)を植えることを進めます。		
内容	○市内の農家を対象に緑肥や景観作物の種子を配布し、農地の保全や遊休農地の有効活用を後押しします。 ○休耕期の裸地化を抑えることで、土壌の流出や風による砂塵の飛散を防止し、周辺の良い生活環境の維持と豊かな農地景観の形成を並行して進めます。		
対応指針	      		
関係者	行政、農業従事者	担当課	産業振興課

施策の柱	1-1 樹林地と農地の保全	基本施策	(3) 都市農地の保全
個別施策	④ 災害時の都市農地の活用		実施状況 継続
方向性	有事の際の避難空間や火災の延焼防止など、農地が持つ防災面の機能を生かすことで、地域の防災力を高め、市民の安全・安心な暮らしを支えます。		
内容	○都市農地は、災害時の一時的な避難場所や物資の集積場所、延焼防止帯として重要な役割を担うほか、雨水浸透機能により都市型水害の抑制にも有効です。これらの多面的な機能を市民に周知し、災害時における具体的な活用方法を啓発することで、農地の重要性への理解を深め保全を促進します。 ○あわせて、避難空間等として農地を提供する「防災協力農地」の登録普及に努め、生産緑地の指定時などに協定締結を促すことで、地域全体の防災体制をより強固なものにします。		
対応指針	 		
関係者	行政、地権者	担当課	危機管理室・産業振興課

4 みどりの取組（施策の個表）

1章 計画の基本的事項	2章 みどりの現状と課題	3章 みどりの将来像	4章 みどりの指針	5章 みどりの取組	6章 地域別の取組	7章 計画の実現に向けて	参考資料集
施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(1) 湧水の保全				
個別施策	① 湧水地及び周辺環境の保全			実施状況	継続		
方向性	<p>広沢の池、代官水などの湧水地を適切に管理するとともに、周辺の森林や農地を保全して湧水の元となる地下水を豊かにし、湧水環境を守ります。</p>						
内容	<p>○かつて灌漑用水に利用された広沢の池や、江戸時代から地域で活用されてきた代官水、豊富な水量を誇る岡特別緑地保全地区内の湧水地をはじめ、市内には20か所以上の湧水地が確認されています。</p> <p>○これらは地域の貴重な自然資源であり、生態系の維持や景観形成に重要な役割を果たすため、普及啓発や土地所有者の理解を通じて保全に努めます。</p> <p>○また、湧水の源となる周辺の森林や農地の保全に加え、雨水の地下浸透を促す浸透ますや透水性舗装の設置を広域的に進めることで、湧水の水量と水質の維持を目指します。</p>						
対応指針							
関係者	行政、地権者、市民		担当課	みどり公園課・文化財課・環境推進課			
施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(1) 湧水の保全				
個別施策	② 雨水貯留浸透の推進			実施状況	継続		
方向性	<p>朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づき、雨水を貯めたり地面にしみ込ませたりする施設を整備して浸水被害を減らし、自然な水循環を取り戻します。</p>						
内容	<p>○都市化に伴う浸透面積の減少や気候変動による集中豪雨の増加に対し、河川や下水道への負担軽減と水害の防止を図るため、各施設への雨水流出抑制施設の設置が重要となっています。本市では朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づき、500㎡以上の開発行為における雨水流出抑制施設の設置を推進しています。また、500㎡未満については、浸透ますの設置をお願いしています。</p> <p>○朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助制度は、温室効果ガスの排出抑制や雨水の有効活用、河川への流出抑制を目的として、環境に配慮した創エネ・省エネ設備機器を設置した方に対し、予算の範囲内で設置費の一部を補助するものです。</p> <p>○水循環シミュレーションの結果を踏まえ、土地条件における雨水貯留浸透能力の適正配置の方針を検討し、健全な水循環を誘導するための雨水貯留浸透施設等の設置基準、緑化基準を改定し運用します。</p> <p>○公共施設の整備・再整備では、地域の健全な水循環を保全・再生させるため、雨水浸透や雨水の一時貯留等の取組を推進します。</p>						
対応指針							
関係者	行政、開発事業者、市民		担当課	環境推進課・下水道施設課・開発建築課			

施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(2) 河川の保全
個別施策	① 荒川近郊緑地保全区域における河川環境の保全		実施状況 継続
方向性	荒川クリーンエイド等の活動を通じて、荒川近郊緑地保全区域の豊かな自然環境を守ります。		
内容	○荒川は重要な水辺空間であり、広域的な生態系ネットワークの核を担っています。市民、行政、関係機関が連携した荒川クリーンエイド等を通じ、河川の美化と水質保全に努めます。豊かな自然環境と水辺のみどりを保護し、市民が親しめる安全で良好な空間を維持して次世代へ継承することを目指します。		
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和 1-4) 生物多様性 1-5) 郷土の風景
関係者	行政、市民	担当課	環境推進課

施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(2) 河川の保全
個別施策	② 黒目川・新河岸川・越戸川的环境保全		実施状況 継続
方向性	黒目川、新河岸川、越戸川の自然を守る活動を継続し、生き物に配慮した川づくりや、外来種対策、市民参加による清掃活動などを通じて、水辺の環境と景観をより良くします。		
内容	○黒目川、新河岸川、越戸川は、散策や健康増進の場として市民に広く親しまれており、水とみどりのネットワーク形成における重要な要素です。これらの河川において、生態系に配慮した管理や、県・関係機関と連携した野生動植物の保護、外来種対策、環境学習を推進します。 ○朝霞市景観計画に基づき、河川の自然環境や周辺の斜面林、農地、桜並木が調和した景観の保全に努めます。 ○市民参加による清掃活動を通じて河川の美化と憩いの空間づくりを図り、活動を通じた地域の連帯感を育みます。		
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和 1-4) 生物多様性 1-5) 郷土の風景
関係者	行政、市民	担当課	道路整備課・地域づくり支援課・環境推進課・まちづくり推進課

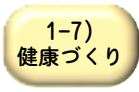
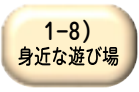
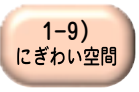


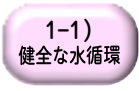
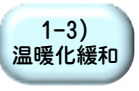
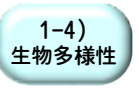
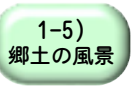

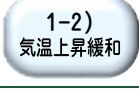
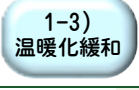
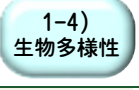
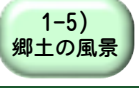
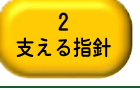
施策の柱	1-2 水辺の保全	基本施策	(2) 河川の保全
個別施策	③ 朝霞調節池内の湿地環境の保全		実施状況 継続
方向性	朝霞調節池内の湿地においては、国や県、市民団体と協力して希少な植物の保護活動を支援し、多様な湿地の生き物が暮らせる環境を守るとともに、自然観察の場としての活用に向けて検討を進めます。		
内容	○朝霞調節池は、多くの生物が生息する貴重な湿地環境を有しています。特に絶滅危惧種であるトグスゲの保全活動は、地域の生物多様性を維持する上で極めて重要です。市民団体との協働により湿地の生態系を保護するとともに、将来的には自然観察会などの開催を通じて、市民が湿地の重要性を学び、豊かな自然に親しむ場としての活用を目指します。		
対応指針	1-1) 健全な水循環	1-2) 気温上昇緩和	1-3) 温暖化緩和 1-4) 生物多様性 1-5) 郷土の風景
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(1) 公園の整備推進
個別施策	① 身近な公園の適正配置		実施状況 継続
方向性	<p>身近な公園が不足する地域をなくすため、住区基幹公園の整備を進めます。 また、老朽化した公園のリニューアルや再編を継続的に検討し、地域住民のニーズや利用状況に応じた機能充実を図り、公園の魅力を高めて利用を促進します。</p>		
内容	<p>○市民が日常的に利用する身近な公園は、健康増進やコミュニティ形成において重要な役割を担っています。特に公園が不足している地域では、既存の土地を有効に活用し、効率的な公園整備を推進します。</p> <p>○小規模な公園に特色を持たせ、利用者の目的にあわせて公園を選べる環境を整えるため、小学校区を単位として地域住民の意見を反映させながら、遊具や広場、生物多様性に配慮したみどり豊かな空間など、個々の公園が担う機能を具体化し、特色づくりを進めます。</p> <p>○マンション開発等に伴い設置・提供される公園や児童遊園地についても、地域住民がより利用しやすいものとなるよう検討します。</p> <p>○老朽化した公園については、現在の利用ニーズに対応させるため、公園全体の機能を見直し、計画的な再整備を検討します。あわせて、近隣の複数の公園をひとつの群として捉え、一体的な機能の再配置を行うことで、限られた空間資源を最大限に活用し、多様なニーズに応えられる公園へと再編を検討します。</p>		
対応指針			
関係者	行政、地権者、開発事業者	担当課	みどり公園課
施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(1) 公園の整備推進
個別施策	② 基地跡地公園の整備推進		実施状況 継続
方向性	<p>朝霞市基地跡地利用計画の着実な実行を図り、整備に際しては朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕に基づいて、これからの朝霞の憩いと交流の拠点となる公園づくりを目指します。</p>		
内容	<p>○平成 24(2012)年に開設した基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」は、使いながらつくる、つくりながら考える広場として、市民参加により利用ルールを構築し、市民中心の管理運営に継続して取り組みます。</p> <p>○また、平成 27(2015)年 12 月に改定された朝霞市基地跡地利用計画に基づき、将来の朝霞のための憩いと交流の拠点の形成を目指し、基地跡地に残された緑地について、隣接する既存公園と連携したみどりの拠点ゾーンとしての整備を推進します。</p> <p>○あわせて、同計画を基本に据えながら、基地跡地公園の実現に向けた様々な事業手法の検討を行います。</p>		
対応指針			
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課・政策企画課

施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(1) 公園の整備推進
個別施策	③ 内間木公園の整備推進		実施状況 継続
方向性	内間木公園拡張整備基本構想に基づき、地域の特性を生かした公園づくりや防災機能の整備を行い、市民の憩いやレクリエーションの場としての魅力を高めます。		
内容	○内間木地域は公園が少なく、遊具や広場など安全に遊べる空間が不足しています。市民意見を反映し、遊具・広場を整備し植栽の充実を図り、多世代が親しめる公園づくりを進めます。 ○公園の再整備にあたっては、Park-PFI の導入など、民間の資金やノウハウを活用した効果的な整備手法の検討を行います。		
対応指針			
関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課
施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(2) 公園機能の充実
個別施策	① 防災機能の充実		実施状況 継続
方向性	朝霞市地域防災計画に基づきながら、公園への防災施設の設置を検討し、災害時に避難場所や物資集積拠点として機能する公園づくりを進めることで、都市の防災力を強化します。		
内容	○朝霞市地域防災計画に基づき、公園の防災機能を強化します。避難場所としての位置や規模を考慮し、防災倉庫やかまどベンチ、非常用トイレ等の設置を推進します。また、公園の新設時も地域特性に応じた機能を確保し、災害時の避難や活動拠点としての役割を強化します。		
対応指針			
関係者	行政	担当課	みどり公園課・危機管理室
施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(2) 公園機能の充実
個別施策	② バリアフリー・インクルーシブデザインの推進		実施状況 継続
方向性	バリアフリー対応の公園施設を積極的に整備し、新たに整備する公園やリニューアルする公園にはバリアフリーやユニバーサルデザインを導入して、誰もが安全で快適に利用できる環境を整えます。		
内容	○年齢、性別、障害の有無を問わず、誰もが公園を自由に利用できる環境を整備します。段差の解消や手すりの設置、多機能トイレの導入、インクルーシブ遊具の設置等を通じて、公園のアクセシビリティと利便性を高め、多様な人々に開かれた交流の場となることを目指します。 ○また、公園の整備や再整備の際には、設計段階から地域住民をはじめ、子どもから高齢者、障害のある方など様々な立場の方々の意見やアイデアを取り入れ、誰もが利用しやすく遊びやすい公園づくりを推進します。		
対応指針			
関係者	行政	担当課	みどり公園課

4 みどりの取組（施策の個表）

1章 計画の基本的事項	施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(3) 公園の維持管理の充実
2章 みどりの現状と課題	個別施策	① 施設の維持管理の充実		実施状況 継続
3章 みどりの将来像	方向性	公園施設の安全点検を徹底し、朝霞市公園施設長寿命化計画に基づきながら計画的な修繕・更新を行い、施設の安全性を確保して、長期的な利用を可能にします。		
4章 みどりの指針	内容	<p>○公園の遊具や施設は経年劣化で安全性が低下する恐れがあるため、定期点検と計画的な修繕・更新により事故を未然に防ぎ、市民が安心して利用できる環境を維持します。適切な修繕を通じて施設の長寿命化を図ることで、将来的な維持管理コストの最適化を推進します。</p> <p>○市民の多様なニーズへの円滑な対応とサービス向上のため、都市公園の一部に指定管理者制度を導入しています。今後も制度の適切な運用により、サービス向上に努めます。</p>		
5章 みどりの取組	対応指針	    		
6章 地域別の取組	関係者	行政	担当課	みどり公園課
7章 計画の実現に向けて	施策の柱	1-3 公園の整備と管理	基本施策	(3) 公園の維持管理の充実
参考資料集	個別施策	② 維持管理性と美観を保つ公園等植栽管理指針の策定		実施状況 新規取組検討
	方向性	公園などにおける植栽管理指針を策定し、管理の手間を減らすことと美しさを保つことを両立させて質の高い緑地空間をつくり、みどりの健康を長く保ちます。		
	内容	<p>○植栽は公園など公共施設の景観を形成する重要な要素ですが、適切な管理が行われなければその魅力は損なわれてしまいます。</p> <p>○維持管理性と美観を両立させるため、樹種の選定や剪定方法、病害虫対策、水やりなどの具体的な基準を定めた植栽管理指針を策定します。これにより、管理作業の標準化を図り、コストを抑えつつ、年間を通じて美しい緑地空間を維持することを目指します。</p>		
	対応指針	     		
	関係者	行政	担当課	みどり公園課
	施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(1) 街路樹・並木の整備と管理
	個別施策	① 持続的な植栽のあり方に関する検討		実施状況 継続
	方向性	持続的な植栽のあり方について検討し、街路樹や並木を健全に育て、長期的に効率的な管理が行えるようにします。		
	内容	<p>○令和2(2020)年にオープンしたシンボルロードは、みどり豊かな憩いの場として親しまれる一方、樹木の老木化や過密化への対応が課題となっています。これまで専門家や市民参加によるワークショップ、樹木医を交えた勉強会を通じ、次世代につなげる新しい里山(朝霞スタイル)という理念のもと、管理の方向性を検討してきました。</p> <p>○今後はこの理念を具現化するため、目指す姿やゾーンごとの目標植生、具体的な作業計画や役割分担、さらに見直しの体制までを網羅した緑地管理計画を策定し、持続可能な管理の指針とします。</p>		
	対応指針	    		
	関係者	行政、市民	担当課	みどり公園課

施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(1) 街路樹・並木の整備と管理
個別施策	② 街路樹の適正な維持管理		実施状況 継続
方向性	街路樹管理計画の策定を検討するとともに、街路樹の適正な維持管理を進め、安全で美しい街路景観を育てます。		
内容	<p>○街路樹は、良好な都市環境の形成に大きく貢献する一方で、適切な管理がなければ、通行の妨げや倒木の危険性、落葉による苦情などが発生する可能性があります。</p> <p>○計画的な剪定や病害虫対策により、樹木の健全な育成と安全で快適な道路空間の確保に努めます。</p> <p>○街路樹の適正な整備と維持管理を行うため、街路樹の配置や老朽度の調査を実施するとともに、街路樹管理に関する計画の策定について検討します。</p> <p>○また、事業中の都市計画道路における緑化や、地域住民との協働による植樹帯の維持管理を推進するとともに、国道や県道の管理者へも植栽整備を働きかけ、地域全体で美しい街路景観づくりを推進します。</p>		
対応指針			
関係者	行政	担当課	道路整備課
施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(2) ウォーカブルな空間形成
個別施策	① 河川沿いの散策路・親水広場の整備・管理		実施状況 継続
方向性	黒目川・新河岸川沿いを中心に、散策路や親水広場の整備・管理を継続し、水辺に親しみ、憩い、健康増進を図れる空間をつくります。		
内容	<p>○朝霞市景観計画に基づき、黒目川や新河岸川の自然環境、周辺の斜面林、農地、桜並木が一体となった豊かな景観を保全します。</p> <p>○これらの水辺空間において、ベンチや休憩スペースを適正に配置することで、ウォーキングやジョギング、自然観察といった多様な活動を促進し、市民が日常の中で健康的なライフスタイルを楽しめる、ウォーカブルなまちづくりを推進します。</p>		
対応指針			
関係者	行政、企業	担当課	まちづくり推進課・みどり公園課・道路整備課

4 みどりの取組（施策の個表）

施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(2) ウォーカブルな空間形成
個別施策	② 歩道のネットワーク化と管理		実施状況 継続
方向性	歩道のネットワーク化と適切な管理を継続し、安全かつ快適に移動できる歩行空間を確保します。		
内容	<p>○歩道は日常生活を支える重要施設です。段差解消や舗装改善、幅員確保、街路樹との調和により、高齢者や障害者など誰もが安心して利用できる歩行空間を整備します。</p> <p>○歩行環境のネットワーク化を継続的に推進することで、公共交通機関へのアクセス向上やまちなか散策の活性化を図り、安全で快適に移動できる都市の回遊性の向上に貢献します。</p>		
対応指針	   		
関係者	行政	担当課	道路整備課
施策の柱	1-4 道路・河川のみどりの育成	基本施策	(2) ウォーカブルな空間形成
個別施策	③ 休息や健康づくりの場の整備		実施状況 継続
方向性	まちなかベンチ、ポケットパーク、健康遊具の設置などを通じて、市民が気軽に休息し、健康づくりに取り組むことができる場を整備し、都市の快適性を高め、健康増進を図ります。		
内容	<p>○ウォーカブル推進都市として、駅前や商業施設周辺、公園の入口等にベンチやポケットパークを整備し、誰もが日常的に休息できる快適な都市空間を創出します。</p> <p>○あわせて、市内の散策路や散歩コースとの連携を考慮し、公園等へ健康遊具を計画的に配置することで、高齢者をはじめとした市民が気軽に運動に取り組める機会を提供します。</p> <p>○これらの整備にあたっては、市民や事業者からの寄附活用なども含めた多様な手法を検討し、官民が連携して市民の健康増進を支える環境づくりを推進します。</p>		
対応指針	  		
関係者	行政	担当課	まちづくり推進課・みどり公園課・道路整備課
施策の柱	1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	基本施策	(1) 公共施設のみどりの整備・管理
個別施策	① 公共施設の緑化と管理		実施状況 継続
方向性	市役所、保育園、公民館、学校など、様々な公共施設の緑化を進め、適切な管理を行うことで、美しい景観づくりや、夏の暑さ対策などを進めます。		
内容	<p>○公共施設の敷地内や壁面、屋上など、多様な場所での緑化を推進し、ヒートアイランド現象の緩和や省エネルギー効果、景観の向上を図ります。緑化された空間は、市民の憩いの場や環境教育の場としても活用し、適切な維持管理によりみどりの健全な成長を促します。</p> <p>○花とみどりにあふれたうるおいあるまちづくりに向けて、駅前広場や道路、公共施設等への花壇整備を進めるとともに、町内会やボランティア団体等と協力したプランターの維持管理や道路清掃などの市民協働の活動を推進し、地域全体で魅力的な景観の維持に努めます。</p>		
対応指針	      		
関係者	行政、市民	担当課	各公共施設所管課

施策の柱	1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	基本施策	(1) 公共施設のみどりの整備・管理
個別施策	② 公共施設の植栽管理指針の策定		実施状況 新規取組検討
方向性	公園の植栽管理指針を策定する際には、公園以外の公共施設での管理についてもあわせて検討して、公共施設全体で質の高い緑地空間をつくり、みどりの健康を長く保ちます。		
内容	○公共施設の植栽は、地域の景観づくりを先導する重要な役割を担っています。 ○公園の植栽管理指針を策定する際、他の公共施設と共通化し、公共空間全体で質の高い緑地空間を創出します。また、維持管理を効率化し、長期的な健全性を確保します。		
対応指針	      		
関係者	行政	担当課	みどり公園課
施策の柱	1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	基本施策	(2) 民有地のみどりの整備促進
個別施策	① 緑化支援制度の運用		実施状況 継続
方向性	生け垣をつくる際の補助金などの制度を適切に運用し、民有地の緑化を後押しして、まち全体のみどりの量を増やし、住みよい環境をつくります。また、みどりが持つ多様な機能を発揮させるための雨庭設置等、新たな支援策の検討を進めます。		
内容	○生け垣は、通風改善、美観向上、防火、耐震性といった多面的な効果を持つ緑化手法です。 ○生け垣等設置奨励補助金などの緑化支援制度を運用することで、民有地における緑化を促進し、都市全体の緑被率向上と良好な住環境の形成を図ります。 ○また、既存の生け垣整備に加え、ヒートアイランド現象の緩和効果が期待できる高木の植栽や、雨水貯留浸透機能を有する雨庭の設置など、みどりの持つ多様な機能を最大限に発揮させるための新たな支援策の検討を進め、より質の高い住環境の創出を図ります。		
対応指針	      		
関係者	行政、市民、企業	担当課	みどり公園課
施策の柱	1-5 公共施設・民有地のみどりの育成	基本施策	(2) 民有地のみどりの整備促進
個別施策	② まちづくりの制度を活用したみどりの確保		実施状況 継続
方向性	まちづくりの制度を積極的に活用し、民間による開発とあわせて緑地が確保されるよう促し、計画的に都市の緑化を進めます。		
内容	○みどり豊かな環境を創出するため、市独自の「あさか景観づくり協定」や地区計画制度などの活用を通じ、地域住民等による主体的な景観づくりのルール形成を促進します。あわせて、「朝霞市開発事業等に関する手続き及び基準に関する条例」に基づき、大規模開発やマンション建設時における緑化基準の遵守を指導します。 ○これにより、開発に伴う緑地の減少を抑制し、新たな緑地空間の創出を促すことで、民間開発と連携した計画的な都市緑化を推進し、都市全体の緑化水準の向上を図ります。		
対応指針	       		
関係者	行政、市民、開発事業者	担当課	みどり公園課・まちづくり推進課・開発建築課

4 みどりの取組（施策の個表）

1章 計画の基本的事項	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(1) みどりの担い手の育成
2章 みどりの現状と課題	① プレーパークの推進	実施状況	継続
3章 みどりの将来像	方向性	プレーパークの活動を広げて、こどもの居場所づくりを進め、こどもたちが自然の中で自由に遊び、育つ場を充実させます。	
4章 みどりの指針	内容	<p>○プレーパークは、こどもたちが自らの責任で自由に遊ぶことを尊重する場所であり、自然素材や廃材の活用を通じて創造性を育む遊びを奨励しています。</p> <p>○市は、運営団体への支援や活動場所の提供を行うことで、こどもたちの健全な成長をサポートするとともに、地域の子育て支援や自然体験の機会を創出します。</p> <p>○拠点となる「朝霞の森」へのアクセスが難しい地域にも遊び場を届けるため、移動式プレーパーク「プレーパークキャラバン」を実施し、市内全域でこどもの居場所づくりを促進します。</p>	
5章 みどりの取組	対応指針	  	
6章 地域別の取組	関係者	行政	担当課 みどり公園課・こども未来課
7章 計画の実現に向けて	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(1) みどりの担い手の育成
参考資料集	② みどりの講習会等の実施	実施状況	継続
	方向性	<p>○専門家を招いた勉強会などを開催し、みどりへの関心や知識、技術を高めてみどりの担い手を育てます。</p> <p>○専門家による講習会は、市民がみどりに関する知識や最新の情報を学ぶ貴重な機会になります。こうした学びの場を通じて、市民一人ひとりが緑化活動に高い関心を持ち、自ら積極的に取り組めるよう支援することで、地域全体のみどりの質の向上を促進します。</p>	
	内容	 	
	対応指針	 	
	関係者	行政、市民	担当課 みどり公園課
	2-1 みどりの担い手の育成と連携	基本施策	(1) みどりの担い手の育成
	③ 環境学習の実施	実施状況	継続
	方向性	<p>○学校での環境教育やこどもエコクラブの活動などを支援し、こどもたちが環境問題への理解を深め、環境保全への意識を育てる機会をつくります。</p> <p>○学校の授業を通じた地球温暖化や生物多様性、ごみ問題などの多様な環境テーマに関する学びを推進します。</p> <p>○また、環境講座の開催や環境美化ポスターの募集、こどもエコクラブの活動支援などを通じて、身近な環境教育・環境学習の機会を充実させます。こうした取組により、次世代を担うこどもたちが環境問題への理解を深め、日常生活の中で自主的な環境保全活動に取り組めるよう促進します。</p>	
	内容	 	
	対応指針	 	
	関係者	行政、市民	担当課 教育指導課・環境推進課・資源リサイクル課